

まんのう町関係人口創出・拡大関連プログラム構築業務 プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

都市部への人口流出が加速する現状において、香川県内の学校を卒業した者又は地方に興味関心を持つ都市部在住の者などの人の流れを創出・拡大し、ひいては町内定住を図ることを目的に、町内滞在する具体的計画を構築しかつ実証することで、関係人口の創出・拡大と移住者の増加を図る。

本要領は、まんのう町関係人口創出・拡大関連プログラム構築業務の委託を実施するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の内容

(1) 業務名

まんのう町関係人口創出・拡大関連プログラム構築業務

(2) 業務の内容

別添業務仕様書の通り

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 委託上限額

9,900,000円(税込) ※この金額を超える提案は無効とする。

3. 受託者選定方法

選定方法は、公募型プロポーザル方式により書類及びプレゼンテーション審査で実施する。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 本町の指名停止等に関する規則の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていないことまたは申立てがなされていないこと。
- (4) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (5) 法人またはその役員等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員との密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

- (6) 本業務の仕様書の内容を適切かつ確実に実行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する者

5. 参加の表明および選定

前項の参加資格要件を満たし、プロポーザルに参加の意思がある者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要（パンフレット等も可）
 - ・本社および支社の所在が記載されたものであること。
- ③ 業務実績書（様式第2号）
 - ・本事業と同等の業務の実績を記載し、関連会社の実績は含めないようにすること。
- ④ 直近の法人市（町）民税の納税証明書

(2) 提出期限

令和8年4月28日（火）17時まで

(3) 提出場所

まんのう町地域振興課

持参または郵送（簡易書留郵便等の差し出し、受領の記録が残る方法に限る）

持参の受付は執務時間中（平日の8時30分から17時15分まで）

(4) 参加事業者の選定

参加表明者の要件を審査し、参加資格確認結果通知書を令和8年5月1日（金）に書面にて通知する。

6. 質問の受付および回答

企画提案書の提出等に関する事、および参加資格を有しないと認められた者に対する理由に関する質問をする場合は、次のとおり行うこととする。

(1) 受付期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月12日（火）17時まで

(2) 質問方法

担当課宛て電子メールに限る。電子メールの件名は「まんのう町関係人口創出・拡大関連プログラム構築業務に関する質問」とし、書面（任意）により担当課まで電話により受信確認を行うこと。

(3) 回答期限

令和8年5月18日（月）

(4) 回答方法

説明を求めた者に対し、参加表明書に記載されたアドレス宛て電子メールにて回答する。

7. 審査資料の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

・体裁は原則としてA4判（A3判による折込頁の挿入は可）とし、プログラムの企画、業務スケジュール、プログラムの運営内容、および実施体制を必ず記載すること。

② 見積書

・1部提出すること。

(2) 提出部数

提出書類①については正本1部、副本8部

(3) 提出期限

令和8年5月21日（木）17時まで

(4) 提出場所

まんのう町地域振興課

持参または郵送（簡易書留郵便等の差し出し、受領の記録が残る方法に限る）

持参の受付は執務時間中（平日の8時30分から17時15分まで）

8. 審査

(1) 審査方法

提出書類の書類審査及びプレゼンテーションを実施し、評価の総合点が最も高い技術提案者を受託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション実施日

令和8年5月25日（月）（予定）※詳細な時間等は、後日、電子メールにて通知する。

(3) 場所

まんのう町役場3階 会議室

(4) 実施内容

提案説明を20分以内で行い、その後質疑応答を20分以内で行う。提案説明は提出済みの提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこととする。プレゼンテーションは非公開で実施する。

プレゼンテーションはパワーポイント等の使用を可能とする。その際必要となるプロジェクター、スクリーン等の使用を希望する者は、事前に町担当者と協議を行うこと。

(5) 審査結果の通知

審査の結果は、すべての参加者に書面にて通知する。令和8年5月27日（水）（予定）

9. 契約の締結

審査結果に基づき選定した受託候補者と、提案に沿って契約内容についての協議、調整を行ったうえで、速やかに契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部や契約金額を変更する場合がある。なお、受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、選定において次点となったものを受託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で契約を締結する。

10. スケジュール

| | |
|------------|--------------------------------|
| 参加表明書提出期限 | 令和8年4月28日（火）17時まで |
| 参加資格の通知 | 令和8年5月1日（金） |
| 質問の受付期間 | 令和8年5月1日（金）から令和8年5月12日（火）17時まで |
| 質問への回答 | 令和8年5月18日（月） |
| 企画提案書等提出期限 | 令和8年5月21日（木）17時まで |
| プレゼンテーション | 令和8年5月25日（月）（予定） |
| 審査結果の通知 | 令和8年5月27日（水）（予定） |

11. その他

- （1）提案は1業者につき1つとし、複数の提案は認めない。
- （2）提案に要する経費については、提案者負担とする。
- （3）提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- （4）提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- （5）提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

12. 問い合わせ先

まんのう町役場 地域振興課

〒766-8503 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430番地

電話：0877-73-0122 FAX：0877-73-0113

E-mail：chiiki@town.manno.lg.jp